

令和2年度(2020年度) 箕面市病児・病後児保育の利用案内

目次

病児保育の利用について	1～3ページ
病後児保育の利用について	4～6ページ
病児・病後児保育の利用にかかる留意事項	7～8ページ

病児保育の利用について

1. 病児保育とは

箕面市在住で、認可保育園等を利用している児童が、病気「病中」であり、入院の必要はないが集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、児童をお預かりする保育です。

2. 利用資格

満1歳以上で、BCG・MR(麻疹・風疹)の予防接種を受けており、入院の必要性がない児童で下記(1)又は(2)に該当する児童

- (1) 認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園の保育利用コースに在籍する児童のうち、保護者が就労中の児童
 - (2) 幼稚園、認定こども園の幼稚園コース等に在籍する児童のうち、保護者が就労中で市から保育の必要性があると認定を受けた児童(施設等利用給付2号または3号の児童)
- ※(1)、(2)ともに育児休業・産前産後休業(医師から安静の指示がある場合を除く)中のかたはご利用できません。

3. 病児保育を利用できない疾病と症状など

下記の(1)と(2)に該当する児童は、病児保育を利用できません。

(1) 利用できない疾病

- ・麻疹
- ・流行性角結膜炎(アデノウイルス性結膜炎)
- ・インフルエンザの発熱後48時間以内

(2) 利用できない症状等

- ・喘息の重篤な発作がある
- ・水分等の経口摂取ができない
- ・頻回な嘔吐、下痢により、尿が出ない等の脱水症状がある
- ・意識混濁
- ・けいれん後、48時間を経過していない
- ・医療機関(かかりつけ医等)が病児保育を利用すべきでない判断した場合

4. 実施場所、電話番号、定員など

保育室名 (住所)	電話番号	定員と開室時間
萱野保育所内 病児・病後児保育室 (萱野 1-19-30)	072-724-8026 【保育所】 072-723-5400	* 定員: 5人/日 (病児・病後児の合計人数) * 開室時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 * 休業日 土曜日、日曜日、祝日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

※ただし、児童の疾病や病児・病後児保育の利用状況によって、定員の変動があります。

5. 利用の予約受付

利用したい曜日	利用の予約受付	
月曜日	前週土曜日の午前9時～午後1時 利用当日の午前8時～午後1時	※予約状況により空きがない場合があります。 市のホームページでご覧になれます。
火曜日～金曜日	前日の午前8時～午後6時 利用当日の午前8時～午後1時	

6. 利用料金

午前8時～午後1時	1,000円
午後1時～午後6時	1,000円
1日	2,000円

- *利用当日に、病児・病後児保育室でお支払いください。(おつりのないようにご協力ください。)
*「生活保護世帯」、「市民税が非課税の世帯」は無料です。該当するかたは、利用日の前日までに生活保護受給証明または課税証明書を子ども総合窓口にご提出ください。(保育料算定や無償化手続き等により既に提出いただいているかたは不要です。)

7. 利用方法

利用登録

※利用資格があるか分からない場合は、子ども総合窓口にお問い合わせください。

- ①必要事項を記入
- ②年度当初(4月)・・・子ども総合窓口(市役所別館2階)またはお近くの公立保育所に提出してください。
- ③5月以降・・・子ども総合窓口(市役所別館2階)に提出してください。

※利用当日に病児・病後児保育室に提出することも可能です。
(同意書のサインをご確認ください)

必要書類

病児・病後児保育登録届(年度毎に必要です)
食物アレルギーのお子さまは医師の指示が確認できる書類添付(コピー可)

利用申し込み(予約)

利用日の前日または当日に電話で予約してください。空き状況は電話または市ホームページで確認できます。

医療機関～利用

- ①診察・・・利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し診察を受けてください。
診察には「病児・病後児保育利用申請書」と母子健康手帳をお持ちください。
※「病児・病後児保育利用申請書」は通園する保育施設で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。
- ②「病児・病後児保育利用申請書」を医師に記入してもらってください。
※保険診療として医療費自己負担が発生します。ただし、文書料は保険診療に含まれています。
- ③病児・病後児保育室に電話・・・「病名」「隔離の有無」をお知らせください。
※病名により、ご利用できない場合があります。

④入室・・・利用可能であれば、「病児・病後児保育利用申請書」と必要な持ち物を持ってお越しください。

⑤看護師聞き取り・・・お子さまの様子をお聞きます。

※病児保育嘱託医の判断により、ご利用できない場合があります。

【注意事項】

※「病児・病後児保育利用申請書」により利用できるのは、医師の診断を受けた日及びその翌日の2日間です。3日目には、再度医療機関を受診し、「病児・病後児保育利用申請書」の提出が必要です。

※病児保育利用の後日に病後児保育を利用する場合は、別途診断のうえ「病児・病後児保育利用申請書」の提出が必要です。

※豊能広域こども急病センター、箕面市立病院救急外来などの救急外来は、病児・病後児保育利用申請書の記入はできません。

必要書類

病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)

薬の説明書(薬剤情報書)

病児・病後児保育登録届(事前の手続きをされていないかたのみ)

利用料金の支払い

利用当日、お迎え時に直接お支払いください。

※キャンセルについて※

お子さまの状態により利用の必要がなくなった場合は、当日の午前7時45分までに電話で病児・病後児保育室に、必ず連絡を入れてください。(留守番電話対応になることもあります。)

利用しないにも関わらずキャンセルの連絡がない場合は、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

8. 利用に必要な持ち物について

乳児(満1歳～2歳児)	幼児(3歳～5歳児)
* 着替えのしやすい服 3～4枚	* 着替えのしやすい服 3～4枚
* 紙おむつ 5～6枚 (症状により多めにお持ちください)	* 手ふきタオル 2枚
* 使い捨てお尻ふき	* バスタオル 2枚
* 食事用エプロン 3枚	* ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚
* おしぼりタオル 3枚	【乳児・幼児共通】
* 手ふきタオル 1枚	室温調整を行いますので、調節しやすい服をご用意ください。
* バスタオル 2枚	
* ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚	
* 飲み慣れているコップ (マグ、ストロー付きコップ等)	

* 持ち物には必ず名前を書いてください。

病後児保育の利用について

1. 病後児保育とは

箕面市在住で、認可保育園等を利用している児童が、病気「回復期」であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、児童をお預かりする保育です。

2. 利用資格

- (1) 認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園の保育利用コースに在籍する児童のうち、保護者が就労中の児童
 - (2) 幼稚園、認定こども園の幼稚園コース等に在籍する児童のうち、保護者が就労中で市から保育の必要性があると認定を受けた児童(施設等利用給付2号または3号の児童)
- ※(1)、(2)ともに育児休業・産前産後休業(医師から安静の指示がある場合を除く)中のかたはご利用できません。

3. 病後児保育を利用できない児童の状態

- (1) 利用できない疾病
 - ・麻疹
 - ・流行性角結膜炎(アデノウイルス性結膜炎)
- (2) 利用できない症状等
 - ・体温が38℃以上の児童
 - ・疾病等の回復期において、下記の症状がある児童
 - 水分等の経口摂取ができない
 - 頻回な嘔吐、下痢により、尿が出ない等の脱水症状がある
 - けいれん後、48時間を経過していない
 - 医療機関(かかりつけ医等)が病後児保育を利用すべきでないと判断した場合

4. 実施場所、電話番号、定員など

保育室名 (住所)	電話番号	定員と開室時間
桜ヶ丘保育所内 病後児保育室 (桜ヶ丘 3-12-5)	072-723-8100 【保育所】 072-723-8118	* 定員 2人/日(桜ヶ丘保育所・東保育所) 5人/日(萱野保育所は病児・病後児の合計人数) * 開室時間
東保育所内 病後児保育室 (粟生外院 5-2-1)	072-728-1303 【保育所】 072-728-4858	・月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 ・土曜日 午前8時～午後1時
萱野保育所内 病児・病後児保育室 (萱野 1-19-30)	072-724-8026 【保育所】 072-723-5400	* 休業日 日曜日、祝日 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

※ただし、児童の疾病や病児・病後児保育の利用状況によって、定員の変動があります。

5. 利用の予約受付

利用したい曜日	利用の予約受付	
月曜日	前週土曜日の午前9時～午後1時 利用当日の午前8時～午前10時	※予約状況により空きがない場合があります。 市のホームページでご覧になれます。
火曜日～金曜日	前日の午前8時～午後6時 利用当日の午前8時～午前10時	
土曜日	前日の午前8時～午後1時	当日申込はできません。

6. 利用料金

午前8時～午後1時	1,000円
午後1時～午後6時	1,000円
1日	2,000円

*病後児保育室でお支払いください。(おつりのないようにご協力ください。)

*「生活保護世帯」、「市民税が非課税の世帯」は無料です。該当するかたは、利用日の前日までに生活保護受給証明または課税証明書を子ども総合窓口にご提出ください。(保育料算定や無償化手続き等により既に提出いただいているかたは不要です。)

7. 利用方法

利用登録

※利用資格があるか分からない場合は、子ども総合窓口にお問い合わせください。

- ①必要事項を記入
- ②年度当初(4月)・・・子ども総合窓口(市役所別館2階)またはお近くの公立保育所に提出してください。
- ③5月以降・・・子ども総合窓口(市役所別館2階)に提出してください。

※利用当日に病後児保育室に提出も可能です。(同意書のサインをご確認ください)

必要書類

病児・病後児保育登録届(年度毎に必要です)
食物アレルギーのお子さまは医師の指示が確認できる書類添付(コピー可)

利用申し込み(予約)

利用日の前日または当日に電話で予約してください。空き状況は電話または市ホームページで確認できます。

医療機関～利用

- ①診察・・・利用前日または当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し診察を受けてください。診察には「病児・病後児保育利用申請書」と母子健康手帳をお持ちください。

※「病児・病後児保育利用申請書」は通園する保育施設で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

- ②「病児・病後児保育利用申請書」を医師に記入してもらってください。

※保険診療として医療費自己負担が発生します。ただし、文書料は保険診療に含まれています。

- ③病後児保育室に電話・・・「病名」「隔離の有無」をお知らせください。
※病名により、ご利用できない場合があります。
- ④入室・・・利用可能であれば、病児・病後児保育利用申請書と必要な持ち物を持って
お越しください。
- ⑤看護師等の聞き取り・・・お子さまの様子をお聞きます。
※病後児保育嘱託医の判断により、ご利用できない場合があります。

【注意事項】

- ※38℃以上の発熱がある場合やお子さまの状態を確認し、状況により利用できないことがあります。
- ※病後児保育室の利用は、4日間です。5日目以降利用する場合は、再度予約が必要です。
- ※豊能広域こども急病センター、箕面市立病院救急外来などの救急外来では、病児・病後児保育利用申請書の記入はできません。

必要書類

病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)
薬の説明書(薬剤情報書)
病児・病後児保育登録届(事前の手続きをされていない方のみ)

利用料金の支払い

利用当日、お迎え時に直接お支払いください。

※キャンセルについて※

お子さまの状態により利用の必要がなくなった場合は、当日の午前7時45分までに電話で病後児保育室に、必ず連絡を入れてください。(留守番電話対応になることもあります)
利用しないにも関わらずキャンセルの連絡がない場合、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

8. 利用に必要な持ち物について

乳児(0歳～2歳児)	幼児(3歳～5歳児)
* 着替えのしやすい服 3～4枚	* 着替えのしやすい服 3～4枚
* 紙おむつ 5～6枚 (症状により多めにお持ちください)	* 手ふきタオル 2枚
* 使い捨てお尻ふき	* バスタオル 2枚
* 食事用エプロン 3枚	* ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚
* おしぼりタオル 3枚	【乳児・幼児共通】
* 手ふきタオル 1枚	室温調整を行いますので、調節しやすい服をご用意ください。
* バスタオル 2枚	
* ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚	
* 飲み慣れているコップ (マグ、ストロー付きコップ等)	

* 持ち物には必ず名前を書いてください。

病児・病後児保育の利用にかかる留意事項

下記の1～10について確認し、遵守していただくようお願いします。

1. 病児保育の利用の際は、利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し、病児・病後児保育室に病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)、病児・病後児保育登録届(事前に届出をされていない場合のみ)、薬の説明書(薬剤情報書)をお持ちください。また、医療機関(かかりつけ医等)受診後、利用当日にお子さまの症状が悪化したときは、利用できないことがあります。
2. 利用予約は、受付時間内に病児・病後児保育室へ電話でお申し込みください。留守番電話の場合は、保育所代表の電話番号におかけ直してください。
3. 病児・病後児保育が利用できる保育時間は、保護者の就労と通勤の時間です。勤務終了後は速やかにお子さまのお迎えをお願いします。
4. お子さまの症状が急変し、保育の継続が困難と判断した場合は、利用途中であっても速やかにお迎えをお願いすることがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
5. お子さまの症状が急激に悪化したときは、保護者に連絡のうえ、医療機関に搬送し、医師の判断により保護者の了解を得ないで受診・治療措置が行われる場合があります。なお、その際に発生する医療費等は、保護者に負担していただきます。
※協力医療機関は箕面市立病院です。
※お子さまの体調が急変し、搬送された場合に初診料加算金が生じることがあります。
6. お子さまの保育にあたっては、感染防止に努めますが、やむを得ず病児・病後児保育室内で相互感染が起こった場合、当該保育室では責任を負いません。
7. 登録及び利用申込みにおいて、本市が知り得た情報は、病児・病後児保育事業の範囲内において病児・病後児保育室に提供され、必要に応じて医療機関に提供される場合があります。
8. 病児・病後児保育室内での感染拡大等により、利用できない事態が発生した場合は、当該保育室の指示に従ってください。
9. 病児・病後児保育室をキャンセルする場合は、必ず、予約した病児・病後児保育室に連絡してください(キャンセルについては、病児・病後児保育室の留守番電話でも可能)。なお、利用しないにも関わらずキャンセルの連絡がない場合は、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。
10. 箕面市病児・病後児保育の利用案内の記載事項を全て確認し、利用規則を遵守してください。

《病後児保育を利用の場合》

保育中に38℃以上の発熱、嘔吐・下痢等の症状が出た場合は、お迎えの連絡をしますので、必ず連絡が取れるようにしておいていただくとともに、速やかにお迎えにお越しくください。

<裏面もお読みください>

《食物アレルギーについて》

1. 食事制限が必要な場合は、医師の指示が確認できる書類(コピー可)を提出してください。
2. 食物アレルギー等で対応できるのは、保育所の給食施設や設備(鍋や調理器具等)を使って調理できる範囲です。製造過程の微量混入(コンタミネーション)が禁止されている場合や回転食、複雑なアレルゲンのある場合の食事等は、原則として対応できません。その場合は、お弁当をお持ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

《災害時について》

1. 午前7時までに、北大阪または箕面市に「暴風警報の発令」、「大雨特別警報の発令」、「暴風特別警報の発令」、「震度5弱以上の地震が発生」の場合は、臨時休室となりますので、病児・病後児保育の利用はできません。
※上記の災害以外にも、複合災害等により児童の安全が確保されない恐れがあると判断された場合は、臨時休室となることがあります。
2. 病児・病後児保育の時間中に、暴風警報、特別警報、避難勧告などが発令された場合も休室となりますので、速やかにお迎えをお願いします。



[お問合せ先]箕面市教育委員会子ども未来創造局 子ども総合窓口(幼児教育保育室)
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907